

北海道アウトドア資格制度の沿革

平成23年10月 北海道経済部観光局

平成12年4月 【北海道アウトドア資格研究会の発足】

アウトドアブームの高まりにより、山や森、川、湿原、大平原など、雄大で美しい自然の中で本格的なアウトドア体験を求めて、大勢の観光客が北海道を訪れるようになり、アウトドアは北海道観光のビッグウェーブとして急成長しました。

しかし、その一方で急激な利用者の増加に伴い、自然環境への影響、安全性の確保、サービスの質の低下など、解決すべき多くの課題が生じました。

このような状況を踏まえ、道内アウトドア事業者、旅行業関係者、学識経験者など民間有識者32名の参加のもと、北海道アウトドア資格認定制度の創設に向け、北海道アウトドア資格研究会による検討が始まりました。

平成12年8月 【北海道アウトドア活動実態調査実施】

道内におけるアウトドア事業者の経営実態を把握することを目的に、有料でガイドサービスを提供するアウトドア事業者296団体を対象として、経営形態、従業員の実態、利用客の実態などについて調査を実施しました。

平成12年9月～11月 【アウトドア活動振興セミナー開催】

道内におけるアウトドア活動関係者や一般道民の、アウトドア活動・資格制度に対する関心を高めるとともに、資格制度に対する意見・要望等を聴取するため、道内6カ所でセミナーを開催しました。

平成13年3月 【北海道アウトドア資格研究会結果報告(中間報告)】

北海道アウトドア資格研究会で検討を進めてきたアウトドア資格制度の基本的な組み立てを、広く道民や地域のアウトドア関係者に知っていただき、今後の制度創設に向けてできるだけ多くのご意見をいただくため、中間報告を公表しました。

平成13年3月

【北海道アウトドア・チャレンジ・フォーラムの開催】

北海道アウトドア資格研究会結果報告書（中間報告）における「北海道アウトドア資格認定制度（案）」を、道内のアウトドア関係者や道民に広く提案し、資格制度に対する理解と関心を深めるため、北海道アウトドア・チャレンジフォーラムを開催しました。220名の参加者のもと、制度（案）説明、北海道アウトドア資格研究会座長による問題提起、パネルディスカッション、各分科会が行われ、多くの皆様からご意見をいただきました。

平成13年4月～5月

【北海道アウトドア資格研究会結果報告(中間報告)のパブリックコメント】

北海道アウトドア資格研究会研究会検討結果報告（中間報告）への道民意見を募集し、アウトドア活動に関する条例や自然環境への配慮等に関し、106名の方からご意見をいただきました。

平成13年5月・14年1月

【説明会の開催】

資格（案）について、広く道民に説明を行い、内容の周知、スムーズな運用を図ることを目的として、アウトドアガイド試験や事業者登録制度、それに伴う導入研修の実施等に係る説明会を開催しました。

平成13年10月

【北海道アウトドア活動振興条例制定】

安全で楽しくアウトドア活動を行うことができる環境を整え、人と自然とのふれあいの創出による心の豊かさや潤いを実感できる北海道らしい地域社会を実現するため、「北海道アウトドア活動振興条例」を制定しました。

平成13年12月

【北海道アウトドア協会設立】

アウトドア業界が、北海道のアウトドア活動の振興を図るための人材育成、持続可能なアウトドアフィールドの保全活動、アウトドア活動の普及・啓発に関する事業を行い、人と自然とのふれあいを通じて心の豊かさや潤いを実感できる社会の実現に奇与することを目的に設立しました。平成14年6月にはNPO法人格を取得しました。

平成12年4月から北海道アウトドア資格研究会で検討を進めてきた資格制度に関する最終検討結果が公表されました。主な内容は次のとおりです。

《資格制度の基本的な構造》

個人の資格制度と事業者の登録制度の二本立て

《資格設定する分野》

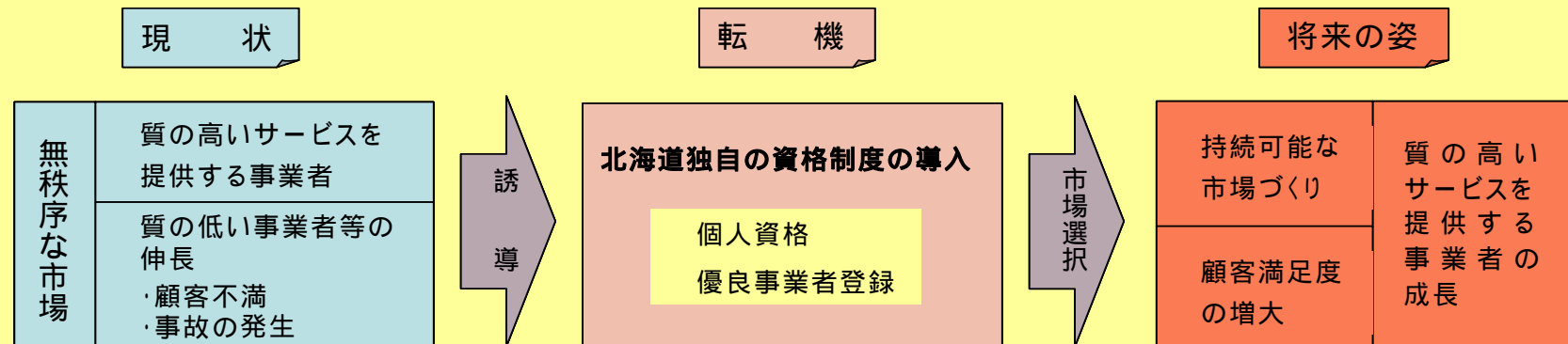
山岳(夏山・冬山) 自然 カヌー(リバー、レイク) ラフティング トレイルライディング

《基本理念》

より多くの道民や道外の人々に親んでもらうため、次の5つの基本理念に基づく資格制度を提案する。

排他的な資格ではなく、資質向上に向けた誘導目標となる資格制度

許可・免許制度のような排他的な資格ではなく、アウトドア事業者やガイドが、体制整備や資質向上に向け自助努力を図る誘導目標として組み立てられる必要がある。また、認定結果の対外的な公表を通じ、質の高いサービスを提供する事業者・ガイドが、市場で選好されることを目指す。



資格保有者の社会的評価の向上に資する資格制度

資格保有者が能力に応じた待遇が受けられるなど、勤務条件の改善を含めた資格保有者の社会的地位向上に資する資格制度を目指す必要がある。

一定レベルの知識・技術が維持される資格制度

資格制度は利用者にとっての選択基準として機能することが期待されており、定期的な研修制度を盛り込むなど、資格保有者において知識・技術水準が常に維持される必要がある。

既存の教育機関を活用した人材育成システムとの一体的な運用を図る資格制度

道内各地の教育機関や人材育成ノウハウを有するアウトドア事業者と連携した人材育成システムの整備が必要である。

北海道の自然環境の保全に向けた道民運動と連動する資格制度

資格保有者がアウトドア活動の現場のみならず、道内各地で展開される自然環境の保全に向けた取組においても、主導的な役割を果たすよう育成に努める必要がある。

《中期的な展開方向・役割分担》

区 分	H13	H14	H15	H16	H17以降
北海道	運用準備	運用開始	制度運用	移管に向けた準備	制度移管
制度検討	・研究会・専門部会設置 ・個人資格、事業者適格認定基準の決定	優 良 事 業 者 登 録			・全道的アウトドア事業者団体に対する支援
制度公定	・北海道アウトドア活動振興条例制定				
組織体制	・全道的アウトドア事業者団体の体制整備	全道的アウトドア事業者団体へ委託(個人資格登録)			
人材育成	導入研修実施(初中級レベルを対象)				
気運醸成	・制度普及説明会の開催	アウトドア活動の振興施策の実施			
アウトドア産業界	制度検討・組織化推進	制度連携・体制整備	自主運営に向けた準備	制度の自主的運営	
組織体制	・研究会・専門部会設置	制 度 の 評 価 ・ 改 訂 へ の 参 画			・制度の自主的管理・運営
人材育成	・全道的アウトドア事業者団体設立	全道的事業者団体の設立、運営、広報活動の推進			
		・業界の質的向上に向けた自主的取組みの開始			
		人 材 育 成 プ ロ グ ラ ム の 実 施			
		事 業 者 団 体 の 運 営 ・ 組 織 化 ・ 体 制 整 備			
		人 材 育 成 サ ー ビ ス の 提 供 (既 存 の 教 育 機 関 な ど)			

平成14年2月～

【導入研修実施】

ガイド試験の受験を予定している方を対象に、受験に必要な知識や技術習得を目的とした導入研修を開催しました。

平成14年4月

【北海道アウトドア資格認定等委員会設置】

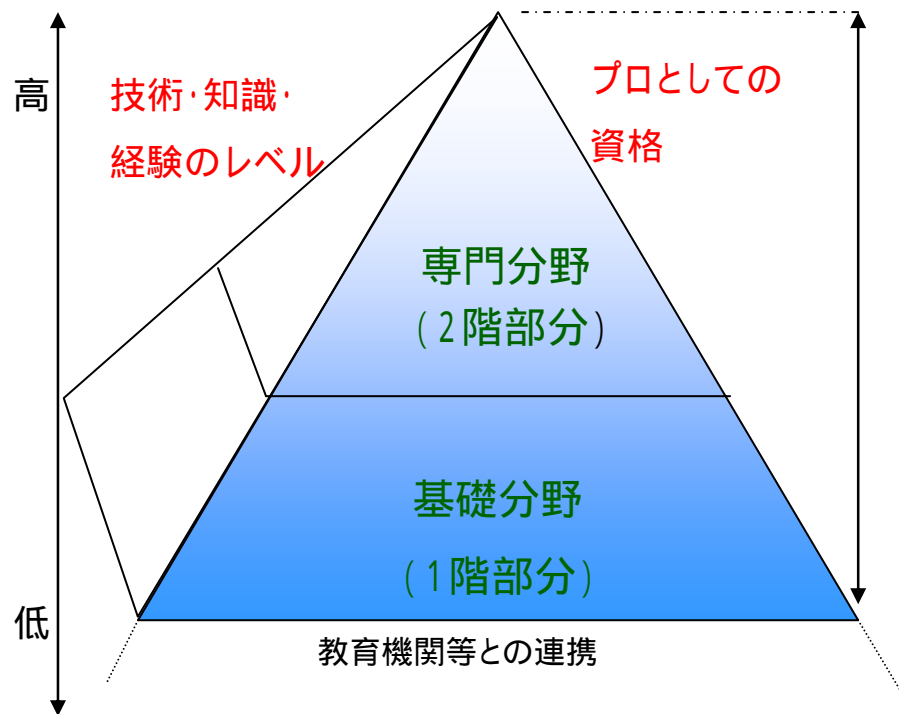
一定レベル以上の優れたアウトドアガイドの認定や安全で質の高いアウトドア事業者の登録に際し、公平な審議を行うため、経験豊かなアウトドアガイドや学識経験者をメンバーとして設置しました。

平成14年4月

【個人ガイド試験の運用スタート】

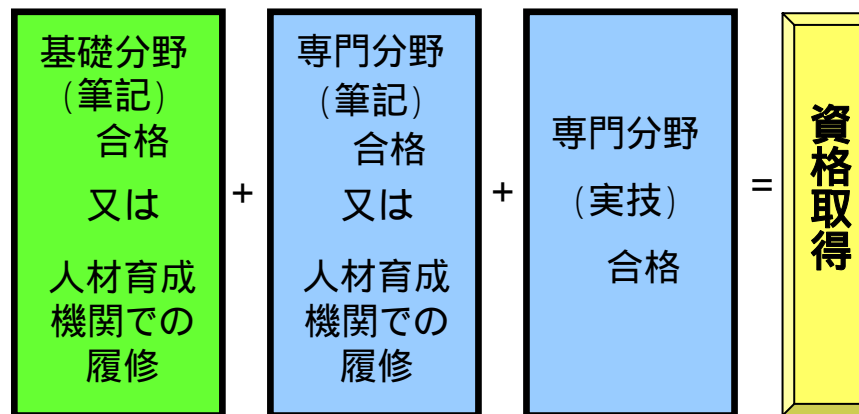
(第1回試験は平成14年5月に実施)

山岳(夏山・冬山)、自然、カヌー(リバー、レイク)、ラフティング、トレイルライディングの5分野について、北海道のアウトドアガイドに求められる知識・技術を、アウトドア活動の各分野に共通する一般的知識である「基礎分野」と分野毎の専門的な知識・技術である「専門分野」の2層構造とし、双方が一定の水準に達している者を北海道認定のガイド資格取得者として認定するものです。



基礎分野(筆記)、専門分野(筆記・実技)の3部門すべて合格した時点で資格取得となり、「資格取得証書」が付与されます。また、資格の有効期限は、合格発表の日から2年を経過した年度の3月31日までとし、2年毎に更新することができます。

基礎分野(筆記)、専門分野(筆記・実技)のいずれかの区分に合格した場合は、区分ごとに「合格証明書」を発行します。有効期限は、合格発表の日から2年を経過した年度の3月31日までです。



平成14年4月

【人材育成機関登録の運用スタート】

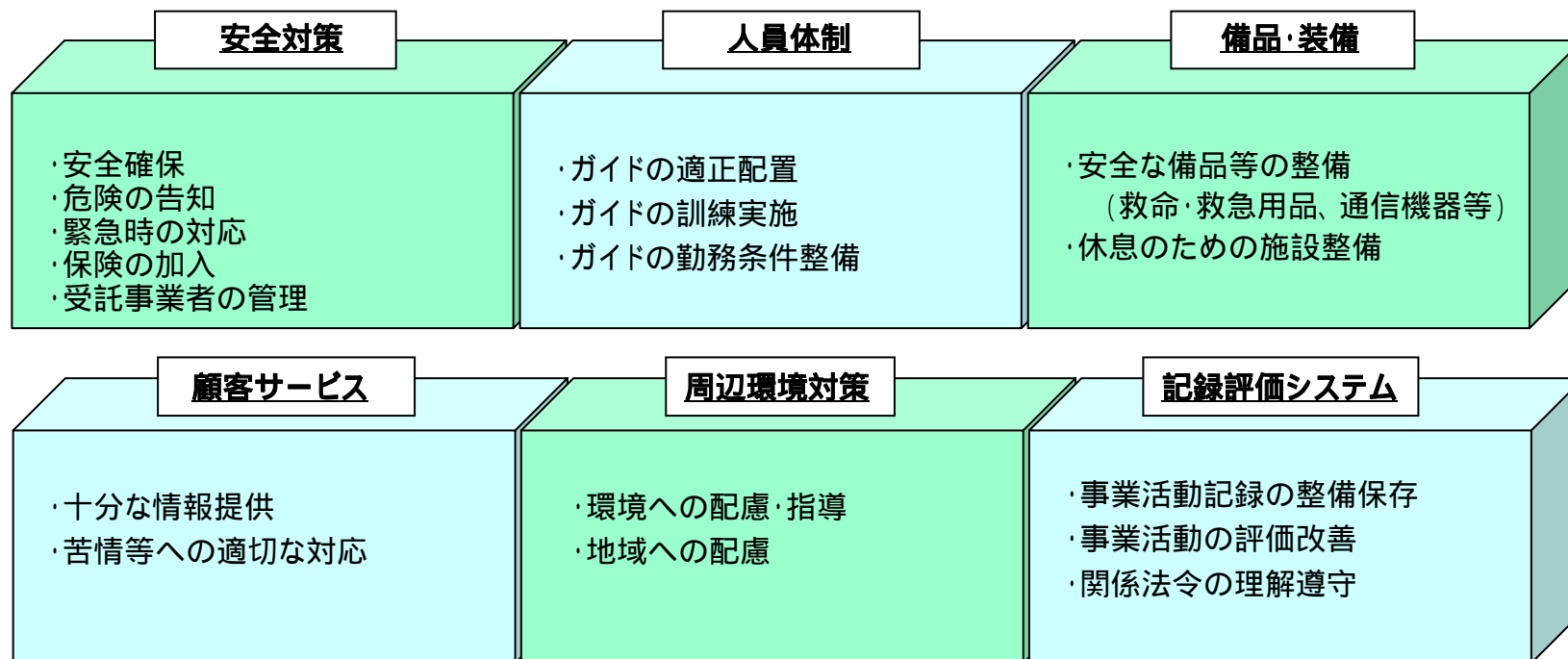
北海道認定の登録人材育成機関で教育プログラムを履修者した方は、ガイド試験の筆記試験を免除することとしました。分野は「山岳」、「自然」、「カヌー」、「ラフティング」、「トレイルライディング」の5分野で、現在17機関が登録されています。

平成15年3月

【事業者登録の運用スタート】

ガイド資格取得者を一定数以上配置している事業者を登録することとしました。
登録区分は「山岳ガイド事業者」、「自然ガイド事業者」、「カヌーガイド事業者」、「ラフティングガイド事業者」、「トレイルライディング事業者」の5分野で、現在16事業者が登録されています。

登録基準の内容



平成16年9月～平成17年3月

【北海道アウトドア活動に係る振興・普及検討会】

資格制度運用後の成果や課題について共通認識を深め、今後の資格制度のあり方やアウトドア活動の振興方向について協議することを目的に開催され、平成17年3月に提言が出されました。

平成18年3月

【運営団体認定要綱】

北海道が運営団体を認定し、ガイド試験と事業者登録の事業を運営していくことになりました（平成18年3月28日施行）。

平成18年6月

【運営団体の認定】

NPO法人北海道アウトドア協会からの申請を受け、平成18年度から5分野（山岳、自然、カヌー、ラフティング、トレイルライディング）のガイド試験と事業者登録事業を実施する団体に認定しました。

事業者登録事業で、従来北海道が認定してきた「登録事業者」は、今後同協会が認定する場合は「優良登録事業者」に名称が変更になります。

なお、「人材育成機関登録事業」については、当分の間、引き続き道が実施します。

平成21年3月

【資格制度実施要綱等を制定】

ガイド資格の認定水準等を確保するために「資格制度実施要綱」、「資格認定の標準」等を制定しました。

平成21年8月

【運営団体の指定】

NPO法人アウトドア協会の運営団体認定期間満了に伴い、改めて運営団体を公募し、プロポーザル審査会における審査を経て、北海道体験観光推進協議会を資格制度運営団体に指定しました。

平成21年7月～平成23年12月

【北海道アウトドア資格制度見直し等に関わる検討】

北海道のアウトドア活動を取り巻く環境が大きく変化し、様々な課題が生じているため、北海道アウトドア資格制度の抜本的な見直しに向けた検討を行う目的で、有識者やアウトドア関係者などで構成する検討会が設置・開催され、平成22年3月及び平成23年12月に提言等が提出されました。

平成21年度 北海道アウトドア資格制度見直し等に関する検討会

「北海道アウトドア資格制度見直し等に関する基本構想」

平成22年度 新たな北海道アウトドア資格制度に関する検討会

「新たな北海道アウトドア資格制度について」

平成22年4月～5月

【パブリックコメントの実施、地域説明会の開催】

「北海道アウトドア資格制度見直し等に関する基本構想」への道民意見を募集し、求められる資格制度像等に関し、延べ164件のご意見をいただきました。

平成23年2月

【新たな北海道アウトドア資格制度実施方針(素案)】

2年間にわたり開催した検討会の検討結果を踏まえ、道では、制度の10年後を見据えた持続可能な制度として、将来にわたって安定的に維持していくため、民間と道の適切な役割分担、ガイド以外の多くの道民を対象とするなど、制度の再構築を図る「新たな北海道アウトドア資格制度実施方針(素案)」をまとめました。

平成23年2月～3月

【パブリックコメントの実施、地域説明会の開催】

「新たな北海道アウトドア資格制度実施方針(素案)」への道民意見を募集し、資格制度の運営方法、制度類型等に関し、延べ156件のご意見をいただきました。

平成23年4月

【新たな北海道アウトドア資格制度実施方針の策定】

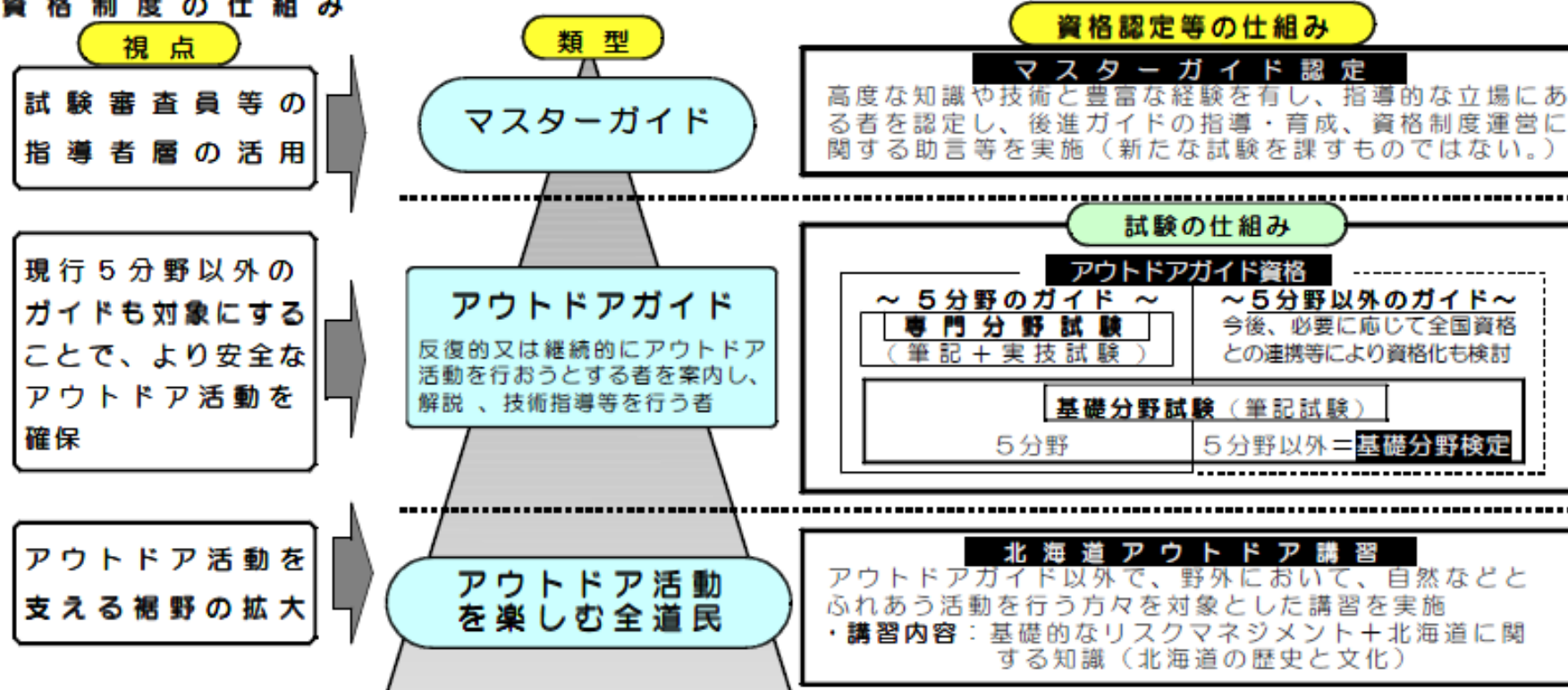
パブリックコメントや地域説明会でいただいた意見等を踏まえ、「新たな北海道アウトドア資格制度実施方針」を策定しました。主な内容は、次のとおりです。

新たな資格制度のポイント・資格制度の仕組み

1 新たな資格制度のポイント

- 知事名の資格認定** 公的資格としての社会的信頼性・信用度、価値観、魅力を向上
- 資格制度推進委員会(アドバイザーボード)の設置** 資格制度を不断に見直す仕組みを導入
- 対象分野の拡大** 新たな活動分野の出現など、アウトドア活動の多様化に対応
- 制度の3類型化** 試験審査員等の指導者層の活用を図るとともに、全道民に対象を拡大
- 活動状況等の把握** 自然資源の活用状況、ガイドの活動状況や意見等を把握し、制度改善、施策形成等へ反映
- リスクマネジメント能力の向上** リスクマネジメント能力の向上を図り、更なるアウトドア活動の安全・安心を確保

2 資格制度の仕組み



平成23年7月

【資格制度実施要綱等を制定】

それまでの資格制度実施要綱等を廃止し、平成23年4月に策定した「新たな北海道アウトドア資格制度実施方針」に基づき、改めて「北海道アウトドア資格制度実施要綱」等を制定しました。

平成23年8月

【試験運営管理センターの認定】

新たな資格制度において、試験等の運営管理業務を行う試験運営管理センターを公募し、プロポーザル審査会における審査を経て、一般社団法人北海道体験観光推進協議会を認定しました（平成23年度～25年度）